

県営名古屋空港に関する要請書



平成29年7月

県営名古屋空港協議会

県営名古屋空港



県営名古屋空港に関する要請

県営名古屋空港は、開港以来、ビジネス機専用ターミナルを整備し、国際ビジネス機の受入に取り組んでまいりました。特にC I Q関係機関におかれましては、短時間、円滑な審査を実施していただき、国内外の利用者から使い勝手が良いとの評価をいただいております。

そうした中、本年5月の観光立国推進閣僚会議において取りまとめられた「観光ビジョン実現プログラム2017」で、「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」という視点から、出入国審査ブースの増設やC I Qに係る予算・定員の充実について改善・強化するとともに国際会議の参加者や重要ビジネス旅客の空港での入国手続の迅速化を図る、という関連施策の継続が示されました。

加えて、2020年度東京オリンピック・パラリンピック開催に伴うビジネス機による訪日客の急増へも適切に対応する必要があります。

一方、県営名古屋空港では、着陸回数は2万回を超え、乗降客数は約90万人となっています。また隣接地では、MRJ（三菱リージョナルジェット）の生産・整備の拠点化が進められており、今後、商談、整備のため、海外からのビジネス機飛来の増加も予想されることから、県営名古屋空港において小型機拠点空港としての機能のますますの充実が求められるところであります。

当協議会といたしましては、県営名古屋空港のビジネス機の拠点化、利用促進の取組をより一層積極的に推進したいと考えております。

つきましては、下記の事項について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

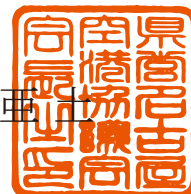
記

- 1 国際ビジネス旅客の空港での入国手続の迅速化を実現するため、国土交通省航空局の制度改革の内容を踏まえたC I Q審査を実施すること
- 2 運航の安全をより確保するため、世界標準である運航用飛行場予報（T A F）又は、飛行場時系列予報を実施し、航空機の運航会社等へ飛行場の気象情報を早期に配信されること。

平成29年7月

県営名古屋空港協議会

会 長 山 本



○24時間前までの申請の受理に係る制度の改正の概要

外国国籍機の指定外空港(※)における離着陸に係る許可申請については、ビジネスジェット等の受入に関する環境整備のため、原則、航行の予定日の3日前までとされている申請期限を堅持しつつ、商用のため緊急やむを得ない事由がある場合には、使用空港におけるスロット等の調整及びCIQ官署との調整を終えていること等の条件のほか、CIQ官署との調整を開始した際に航空局に情報提供することを条件に、24時間前まで申請を受理するという制度の見直しを実施した。

※外国国籍機の航行については、原則、国土交通大臣が指定した成田、羽田、中部等の指定空港(29空港)において着陸及び離陸を行う必要がある。県営名古屋空港は指定外空港のため、外国国籍機の離着陸については国土交通大臣の許可が必要となっている。

国土交通省航空局航空ネットワーク課長通達(抜粋:平成24年7月30日 改正)

航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第230条の2(法第126条第5項に定める外国航空機の指定外空港等における離着陸の許可に係る細則)、第231条(法第127条に定める外国航空機の国内使用の許可に係る細則)及び第234条の2(法第130条の2に定める外国航空機による有償運送の許可に係る細則)に基づく申請のうち、商用目的で本邦に出入国する個人又は法人の役員(これらの者に随行する者を含む。)のみの運送に係るものについては、それぞれ航行の予定期日の3日前までに行うという原則を堅持しつつ、商用のための緊急やむを得ない事情があるときは、第235条の4に定められている申請期間の特例に基づき、航行の24時間前まで、申請を受理することとする。

○国際ビジネス機の飛来状況

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
飛来機数	97	67	69	65	69	83	76	80	62	
内訳	外国国籍機	94	66	64	53	55	76	66	57	43
	日本国籍機	3	1	5	12	14	7	10	23	19

○他のTAF等配信空港と県営名古屋空港の空港利用実績比較

	種別	着陸回数/回	乗降客数/人	飛行場予報
名古屋	その他	21,310 (67)	※749,308 (919)	
八尾	その他	13,757 (98)	0 (0)	TAF
帯広	特定地理管理	6,802 (29)	612,580 (7,164)	TAF
女満別	地方管理	5,143 (4)	765,441 (605)	TAF
百里(茨城)	共用	2,489 (504)	554,350 (150,650)	TAF
美保(米子)	共用	3,230 (176)	635,860 (39,151)	TAF
出雲	地方管理	5,999 (2)	845,569 (360)	TAF
石垣	地方管理	12,437 (71)	2,315,531 (17,118)	TAF
松本	地方管理	3,620 (1)	116,571 (0)	時系列予報
能登	地方管理	1,633 (15)	158,322 (3,948)	時系列予報

平成27年空港管理状況調査(国土交通省)より抜粋 ()内数値は国際線

※平成28年度の速報値では乗降客数は900,156人

○県営名古屋空港協議会

県営名古屋空港が、通勤・通学航空やビジネス機など小型機の拠点空港として、当地域の一層の発展に寄与するよう地域を挙げて支援していくため、地元自治体、経済団体及び関係企業・団体等が参加し設立した。

・設立日：平成17年1月28日

・組織の概要

会長：名古屋商工会議所会頭

副会長：愛知県副知事、名古屋市副市長、春日井市長、小牧市長、豊山町長

事務局：名古屋商工会議所

会員：特別会員…自治体(67団体) 団体関係(65団体)

賛助会員…趣旨に賛同する企業(19社)

・事業内容

県営名古屋空港の利用促進に関する事業、県営名古屋空港の整備に必要な諸事業